納付(納入)通知書

浜 第 号

年 月 日

第2次納税義務者又は保証人

住所又は所在地

氏名又は名称様

浜松市長

印

あなたは、地方税法第 条第 項の規定により、次の納税者(特別徴収義務者)の 第2次納税義務者(保証人)として、同人の滞納金額のうち次の金額を納付(納入)しなけれ ばならないことになりましたので、納付(納入)の期限までに納めてください。

納税者又は住所又は
所 在 地特別徴収義務者氏名又は
名

滞納金額(あなたが第2次納税義務者又は保証人として納めるべき金額)

1															
年度	税	目	通知書番号	期	別	納	期	限	税	額	延	滞	金	備	考
					<u> </u>					·			<u> </u>		

納付(納入)期限

|納付(納入)場所

延滞金は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合を乗じて計算した金額です。

納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間について、年14.6パーセント

(平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間については各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント

(平成25年12月31日以前の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、

平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合))

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。